

給付型(返還不要)奨学金制度募集要項

『第4回 しょうぎん はばたき奨学金』

信用組合 愛知商銀では、地域密着型の金融機関として、地域社会のみなさまにお役に立ちたいという思いから、令和3年度より就学上必要な学資金等の一部を支援する返還不要の給付型奨学金制度『しょうぎん はばたき奨学金』制度を創設いたしました。

この度、令和6年度の奨学生を募集いたしますので、受給ご希望の方は下記募集要項をご確認の上、お申し込み下さい。

1. 受給資格

- ・信用組合の基本理念である『相互扶助・地域貢献』の趣旨にご賛同いただける方。
 - ・愛知県又は三重県内の学校に在学する学生を対象とし、本人及び保護者もしくは扶養者が愛知県又は三重県に住所を有している方で、下記収入要件に該当し、かつ学資の支弁にお困りの方が対象となります。
- また、本人もしくは保護者・扶養者が組合員の方が対象です(受給決定後の組合員加入も可)。

(1) 高等学校奨学生

高校生本人の父母又はこれに代わって家計を支えている方等の世帯収入が下記金額以下を目安といたします。

収入要件	給与所得者	給与所得者以外
	400万円(税込) 源泉徴収票の支払金額	200万円(税込) 確定申告書等の所得金額

(2) 大学・大学院奨学生(令和6年4月1日時点で25歳未満の方)

世帯収入が下記金額までを目安といたします。

収入要件	給与所得者	給与所得者以外
	600万円(税込) 源泉徴収票の支払金額	250万円(税込) 確定申告書等の所得金額

2. 給付条件

下記のことをそれぞれ定められた**期日必着**でご提出いただくことを条件といたします。

提出物、提出期日等のご連絡はEメールにて行ないますので、申請書には連絡のつくメールアドレスを必ずご記入ください。

(1) 一般社団法人 全国信用組合中央協会主催

懸賞作文『小さな助け合いの物語賞』へ作文を応募していただきます。

応募作文につきましては令和6年8月13日(火)までに**当組合までご提出願います。**

作文の募集内容や要項、応募用紙等につきましては同協会の公式HPをご覧ください。

<https://www.shinyokumiai.or.jp/sakubun>

- (2) 就学状況をレポートにしてください、前期後期と計2回ご提出いただきます。前期は令和6年7月10日(水)まで、後期は令和7年1月10日(金)までに郵送もしくはEメールにて提出願います。A4の用紙1枚に収まる程度にご記入下さい。様式は自由ですが、成績表の写しなどは不可とします。

(3) 授与式へのご参加(後述)

3. 募集人員

(1) 高等学校奨学生、(2) 大学・大学院奨学生・・・合わせて最大20名まで

※(1)(2)共に応募に対して厳正なる選考により受給者を決定いたします。

1年毎に受給者を決定します。

次年度募集時に再応募可能、但し応募は1学年1回までとし、1人の学生につき(1)高等学校奨学生は3回、(2)大学・大学院奨学生は4回までを限度とします。

4. 募集期間

令和6年2月19日(月)～令和6年5月7日(火)

5. 受給者の方への決定通知

募集期間終了後、5月中旬までに受給者を決定し受給者の方に受給手続等を文書によりご連絡いたします。

6. 奨学金給付額・給付期間・給付時期

(1) 給付額 年額12万円

(2) 給付期間 1年間

(3) 給付時期

① 毎月18日(休日の場合は前営業日)に、当組合の学生名義の普通預金口座へ振込いたします。

② 4月、5月分の奨学金は6月分と合わせて6月に3万円振込いたします。

7. 応募手続

(1) 提出書類

① 信用組合愛知商銀給付型奨学金給付申請書

② 個人情報の保護に関する同意書(本人・扶養者)

③ 在学証明の原本(新学年の在学証明)

④ 住民票謄本の原本(世帯全員の続柄記載のもの、マイナンバー記載不要)

⑤ 収入に関する書類

・給与所得者 源泉徴収票(原本)

・給与所得者以外 【確定申告を申告書持参・郵送により行った場合】

・確定申告書(控)の写し(税務署受付印があるもの)

【確定申告を電子申告により行った場合】

・申告内容確認票の写し(受信通知又は即時通知を添付)

【公的年金受給者の場合】

・公的年金等の源泉徴収票

【その他】

・その他年間の収入を証明できる書類

(2) 申込先

当組合営業店舗の窓口へご提出もしくは営業推進部まで郵送にて申込

8. 奨学金の返還

この制度に基づく奨学金は返還を要しません。

9. 奨学金の給付休止・中止

(1) 奨学金の給付休止・中止の事由に該当した場合は、速やかに当組合に届け出ることとし、その事由に該当した月まで奨学金を給付します。

(2) 休止・中止の事由に該当した旨の届出が遅れ、奨学金を受給された場合、その事由に該当した

月の翌日以降の奨学金を返戻していただきます。また、復学等した場合は速やかに当組合に届け出ることとし、復学等した月から奨学金を給付します。なお、当組合で給付休止・中止の事由を確認した場合は、届出がなくても給付を休止または中止します。

(3) 休止・中止の事由

① 給付の休止

受給者が休学したとき

② 給付の中止

① 受給者が退学したとき、又は愛知県又は三重県以外の学校に編入したとき

② 受給者が死亡したとき

③ 大学生・大学院生(受給者)及び扶養者が愛知県・三重県内に住所を有しなくなったとき

④ 給付条件の(1)懸賞作文及び(2)就学状況レポート前期、後期を期日までに正当な理由なく提出がされなかったとき

10. 授与式について

奨学生を対象に、奨学金目録及び記念品の授与式を令和6年6月9日(日)11:00に開催予定です。
授与式へのご出席が奨学金の給付条件となっておりますのでご注意ください。

11. その他

ご提出いただいた書類は、ご返却いたしませんので予めご了承下さい。

お問い合わせ先

信用組合 愛知商銀 営業推進部

〒453-0013 愛知県名古屋市中村区亀島一丁目6番18号 ☎052-451-2556

メールアドレス gyomu@a-sg.jp

(受付:月～金曜日のうち祝日除く当組合の営業日 午前9時～午後5時)